時事新報

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓六十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ送達無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

東京、橫濱、橫須賀、從軍、奈川、手小田原、鎌倉、藤沢、大磯、平塚、戸塚、茅ヶ崎、藤沢、大船、下ノ町、長崎、名古屋、岐阜、岡崎、豊橋、四日市、津、松阪、山田、伊勢、新潟、二本松、名ノ浜、白石、郡山、福島、仙台、八王子、千住、草加、川越、杉戸、幸手、久喜、鶴ヶ谷、千葉、佐倉、銚子、市川、八幡、船橋、其他同地近傍配達ニ付テハ別ノ賣捌所ヨリ送達無料ニテ配達

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一回限	二日以上	七日以上	十六日以上
		六日迄	十五日迄	一ヶ月以上
自一行至十行	金十錢	八錢	七錢	六錢
自十一行至三十行	九十錢	七錢	六錢	五錢
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢	四錢五厘

時事報報

條約改正何故に成らざるや

條約改正未だ成らず治外法權未だ撤去せざるい何故ぞやとの疑問に至りて外國人の言ふ日本の民律と不完全にして我々文明國人と交際するに適せず貴重なる生命財產を擊ゆて之を不完全なる法律に託す、甚危險如何ばかりある可きや是れ我々の治外法權を撤去せざる能はざる所以なりと云へり日本人之を聞て如何思ふ日本の法律は不完全なりと之を改正せざれば治外法權の撤去覺束なしとして明治十三年わゐ刑法治罪法の頒布あり引續く法律の改正ふ從事し條約改正の成らざるは唯日本の法律の不完全なるが爲めのみと信ずる者もあらんかなれども我輩の所見にては治外法權未だ撤去せざるは日本內地の商利大ふ外國人の慾情を動かす能はざるが故なりて法律不完全云々の如きは唯其撤去と拒むの口實たるふ過ぎざると思ふるゝなり試に看よ歐米諸國人れ商利に趨くや亞弗利加熱林の虎穴、熱帶地方野蠻人の群集する所、如何なる危險をも憚らず不毛無人の境と通過して萬里遠征するに非ずや今、日本の法律を執てみれど歐米諸國の者に比すれば稍異なる所あらんと雖ども其大体に就て云へば皆無法米律より換骨脫胎したるものに去く假令へ出藍の評と博する能いざるも一個文明國の法律として通用するふ難からざるものなれど此法律の下に入るは固より虎穴瘴烟に入るの危險に比すべきふ非ず但話に强て矯柔を裝ふ人ほり常には青大將とも踏殺しながら朋友と連れ立ち散歩の折柄途に落ちたる一錢の文久錢を見て其形蛇に類したる所ありと驚れて走りたりと云ふと恐り歐米諸國人が一方は虎穴にも入り瘴毒とも冒しながら日本の法律の恐るべうと見て之れふ近ひざる其趣は一錢の文久錢と見て走るの類にして實い强て文明人の矯柔を裝ふものみれども諸外國人が斯くも矯柔と裝ふて治外法權と持續するは日本內地の商利少なく其中に雜居するの利益は治外法權の便利を犧牲ふまで取る程れ價あるふと信ぜゞ故なり是御今日の處にて諸外國人が治外法權と守り離れを各居留地ふ負ふて甚んで內地ふ雜居するの決意なき所以なれども今假りに日本の內地ふて金玩を發見し富鑛探ふして測る可ふず因ては諸外國人の留に任せざと掘掘せしむ可しなど云へる珍事ありたらんふは諸外國人は日本法律の不完全と懼るゝ等の矯柔を裝ふに遽らず自ら好んで日本ふ歸化そるゝ或は相連署して治外法權と撤去して日本の內地に雜居するやう一日も猶遲せざるとふふん又今日の處ふは諸外國人は各居留地內に閉居ふ內地の製茶生糸等の待主は其製造品を居留地ふて持ち出ふ外國人の門下に叩頭ふて其忠實と乞ふの有樣ふれども日本內地の製產者中に若しも獨立の資產と有するものふり外國人自から來て其門と過ぎされば强て其製品と買却せずとて一產の見識を具へて動ふず油斷せば港塩と漂通りて直ちふ海外ふ出掛けんとそるもの幾何人を生ずたらば如何、或は岩代上州邊の生糸荷主ゲ內地ふ商品と時價して外國人の買と促すとあらば如何、本色と現はして最早日本法律商は不完全ありあるの閑話と爲すに過あらず爭ふて自から其治外法權と撤去するとならん左を以て條約改正の未だ其緒に就かざるい日本內地の商利甚ざ薄くして未だ大に外國人の慾情を動かそ能はざるが故にして商利苟も大あらざる彼れ輩と我國人の慾情と動かすに至るまでい條約改正を見合はして可なりと申す義には非ざるも唯內地の商賈殖產の振ふと否とい我國外交の經重に關すると右れ如くなりとの道理と示して人間世界の實情ふ迂闊なる人々に忠告し我國の商賈殖產家として公私の利益の爲め外國人の慾情と動じて雜及ばざらんとを恐る、治外法權の撤去なんぞ言ふに足らんや斯く云へばとて我輩は我國の商利の如き無法治罪法の頒布あり引續く法律の改正ふ從事し條約改正の成らざるは唯日本の法律の不完全なるが爲めのみと信ずる者もあらんかなれども我輩の所見にては治外法權未だ撤去せざるは日本內地の商利大ふ外國人の慾情を動かす能はざるが故にして法律不完全云々の如きは唯其撤去と拒むの口實たるふ過ぎざると思ふるゝなり試に看よ歐米諸國人れ商利に趨くや亞弗利加熱林の虎穴、熱帶地方野蠻人の群集する所、如何なる危險をも憚らず不毛無人の境と通過して萬里遠征するに非ずや今、日本の法律を執てみれど歐米諸國の者に比すれば稍異なる所あらんと雖ども其大体に就て云へば皆無法米律より換骨脫胎したるものに去く假令へ出藍の評と博する能いざるも一個文明國の法律として通用するふ難からざるものなれど此法律の下に入るは固より虎穴瘴烟に入るの危險に比すべきふ非ず但話に强て矯柔を裝ふ人ほり常には青大將とも踏殺しながら朋友と連れ立ち散歩の折柄途に落ちたる一錢の文久錢を見て其形蛇に類したる所ありと驚れて走りたりと云ふと恐り歐米諸國人が一方は虎穴にも入り瘴毒とも冒しながら日本の法律の恐るべうと見て之れふ近ひざる其趣は一錢の文久錢と見て走るの類にして實い强て文明人の矯柔を裝ふものみれども諸外國人が斯くも矯柔と裝ふて治外法權と持續するは日本內地の商利少なく其中に雜居するの利益は治外法權の便利を犧牲ふまで取る程れ價あるふと信ぜゞ故なり是御今日の處にて諸外國人が治外法權と守り離れを各居留地ふ負ふて甚んで內地ふ雜居するの決意なき所以なれども今假りに日本の內地ふて金玩を發見し富鑛探ふして測る可ふず因ては諸外國人の留に任せざと掘掘せしむ可しなど云へる珍事ありたらんふは諸外

官報

○達號外

宮內省勅任奏任官員ノ官等及年俸ヲ改定スルコト左ノ如シ

明治十九年二月十五日

宮內大臣　伯爵伊藤博文

奉勅

第一條　內大臣宮內大臣ノ年俸ハ六千圓トス

第二條　侍從長以下ノ官等及年俸ハ左ノ表ニ依ル

勅任一等

侍從長　五千五百圓○宮中顧問官　四千圓○宮內次官　上五千圓下四千五百圓○式部長官　上四千圓下三千五百圓○皇太后宮大夫　上四千圓下三千五百圓

勅任二等

宮中顧問官　三千五百圓○宮內次官　上四千圓下三千五百圓○式部次官　上三千圓下二千七百圓○掌典長　上二千四百圓下二千百圓○大膳大夫　上三千圓下二千五百圓○內藏頭　上四千圓下三千五百圓○圖書頭　上三千五百圓下三千圓○內匠頭　上三千五百圓下三千圓○主馬頭　上三千五百圓下三千圓○主殿頭　上三千五百圓下三千圓○侍醫　上四千圓下三千八百圓○華族局長官　上三千圓下二千五百圓

奏任一等

書記官　上三千圓中二千八百圓下二千六百圓○秘書官　上三千圓中二千六百圓下二千五百圓○侍從　上二千圓中二千八百圓下二千六百圓○掌典　上二千圓中二千六百圓下二千五百圓○內藏頭　上三千圓中二千八百圓下二千六百圓○圖書頭　上二千六百圓中二千四百圓下二千二百圓○御料局主事　上二千六百圓中二千四百圓下二千二百圓○諸陵頭　上二千六百圓中二千四百圓下二千二百圓○侍醫　上三千圓中二千八百圓下二千六百圓○調度局長　上三千圓中二千八百圓下二千六百圓○華族局主事　上二千百圓下二千二百圓

奏任二等

書記官　上二千四百圓中二千二百圓下二千圓○秘書官　上二千四百圓中二千二百圓下二千圓○侍從　上二千圓中千八百圓下千六百圓○掌典　千八百圓○侍從　上二千圓中千八百圓下千六百圓○式部官　千八百圓○掌典　千二百圓○內藏助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○圖書權助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○內匠權助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○主馬助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○主殿助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○內藏助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○內匠助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○御料局主事　上二千圓中千八百圓下千六百圓○侍醫　上二千四百圓中二千二百圓下二千圓○華族局主事　上二千六百圓中千六百圓下千四百圓

奏任三等

書記官　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○秘書官　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○侍從　上千四百圓中千二百圓下千百圓○式部官　千二百圓○掌典　九百圓○內藏助　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○圖書權助　上千四百圓中千二百圓下千百圓○內匠權助　上千四百圓中二百圓下千百圓○匠師　俸給ハ別ニ之ヲ定ム○主馬權助　上千四百圓中千二百圓下千百圓○諸陵助　上千四百圓中千二百圓下千百圓○御料局主事補　上千四百圓中千二百圓下千百圓○侍醫　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○華族局主事補　上千二百圓中千百圓下千四百圓○調度局次長　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○華族局主事補　上千二百圓中千百圓下千四百圓

奏任四等

書記官　上千二百圓中千百圓下千圓○秘書官　上千二百圓中千百圓下千圓○侍從　上千圓中九百圓下八百圓○式部官　九百圓○掌典　六百圓○匠師　俸給ハ別ニ之ヲ定ム○諸陵權助　上九百圓中八百圓下七百圓○御料局主事補　上千圓中九百圓下八百圓○侍醫　上千二百圓中千百圓下千圓○華族局主事補　上九百圓中八百圓下七百圓○家令　九百圓

奏任五等

侍從試補　上八百圓中七百圓下六百圓○式部官　六百圓○掌典　五百四十圓○雅樂師長　四百二十圓○匠師　俸給ハ別ニ之ヲ定ム○家令　八百圓

奏任六等

侍從試補　五百五十圓○內豎上四百圓中三百圓下二百五十圓○式部官　五百四十圓○掌典　四百八十圓○雅樂師副長　三百六十圓○匠師　俸給ハ別ニ之ヲ定ム○家令　七百圓

○敍任　明治十九年三月十八日

任工科大學助教授　正八位　中村　貞吉

○神戸大津間汽車牧入　去月中神戸大津間汽車運輸賃金收入ハ合計金三萬九千五百九十圓四十錢五厘內旅客其他賃金三萬七百圓六十四錢五厘貨物賃金八千八百八十九圓七十六錢ナリ（鐵道局報告）

（以上三件本年三月十九日官報）

雜報

○內務大臣巡回の景況　三月七日冲繩縣那覇通信員報

郵報

本月一日御召丸入港內務大臣は來る四日頃當地へ來着すべしとの報を傳たるにより縣廳にては、夫々用意をなし居りし處去る三日午後二時大臣の乘船なる長門丸は汽船筑紫川丸と共ふ港然入港ふ西村縣令も同船にて歸廳せしに付除ての用意も輪廓ふく非常に混雜を極め殊に前夜より微雨なりしと以て別ふて不都合も少なから

ざりしがふてあれども慮し切りたる清潔ふ何れも鉦大鼓を打ち官、縣官役員、和尚等の教師は男女ふ一行を見物せんとの一行は慈恵會と此日い本島所見地方ふ三月四日微雨此處ふ珊、泊村、久米村ふ爭の眞似なる彩衣と烟花の紅揚あんの物の男女皆狹ふ巡査等は巡査等ふて大臣は一行わふて宴會と催しふて大臣は一行の一行を見物せんとそる者の幾何人を生ずたらば如何、或は岩代上州邊の生糸荷主ゲ內地ふ商品と時價して外國人の買と促すとあらば如何、本色と現はして最早日本法律商は不完全ありあるの閑話と爲すに過あらず爭ふて自から其治外法權と撤去するとならん左を以て條約改正の未だ其緒に就かざるい日本內地の商利甚ざ薄くして未だ大に外國人の慾情を動かそ能はざるが故にして商利苟も大あらざる彼れ輩と我國人の慾情と動かすに至るまでい條約改正を見合はして可なりと申す義には非ざるも唯內地の商賈殖產の振ふと否とい我國外交の經重に關すると右れ如くなりとの道理と示して人間世界の實情ふ迂闊なる人々に忠告し我國の商賈殖產家として公私の利益の爲め外國人の慾情と動じて雜及ばざらんとを恐る、治外法權の撤去なんぞ言ふに足らんや斯く云へばとて我輩は我國の商利の如き無法治罪法の頒布あり引續く法律の改正ふ從事し條約改正の成らざるは唯日本の法律の不完全なるが爲めのみと信ずる者もあらんかなれども我輩の所見にては治外法權未だ撤去せざるは日本內地の商利大ふ外國人の慾情を動かす能はざるが故にして法律不完全云々の如きは唯其撤去と拒むの口實たるふ過ぎざると思ふるゝなり試に看よ歐米諸國人れ商利に趨くや亞弗利加熱林の虎穴、熱帶地方野蠻人の群集する所、如何なる危險をも憚らず不毛無人の境と通過して萬里遠征するに非ずや今、日本の法律を執てみれど歐米諸國の者に比すれば稍異なる所あらんと雖ども其大体に就て云へば皆無法米律より換骨脫胎したるものに去く假令へ出藍の評と博する能いざるも一個文明國の法律として通用するふ難からざるものなれど此法律の下に入るは固より虎穴瘴烟に入るの危險に比すべきふ非ず但話に强て矯柔を裝ふ人ほり常には青大將とも踏殺しながら朋友と連れ立ち散歩の折柄途に落ちたる一錢の文久錢を見て其形蛇に類したる所ありと驚れて走りたりと云ふと恐り歐米諸國人が一方は虎穴にも入り瘴毒とも冒しながら日本の法律の恐るべうと見て之れふ近ひざる其趣は一錢の文久錢と見て走るの類にして實い强て文明人の矯柔を裝ふものみれども諸外國人が斯くも矯柔と裝ふて治外法權と持續するは日本內地の商利少なく其中に雜居するの利益は治外法權の便利を犧牲ふまで取る程れ價あるふと信ぜゞ故なり是御今日の處にて諸外國人が治外法權と守り離れを各居留地ふ負ふて甚んで內地ふ雜居するの決意なき所以なれども今假りに日本の內地ふて金玩を發見し富鑛探ふして測る可ふず因ては諸外國人の留に任せざと掘掘せしむ可しなど云へる珍事ありたらんふは諸外

國○掌典　千八百圓○皇太后宮亮　上二千四百圓中二千二百圓下二千圓○皇后宮亮　上二千二百圓下二千圓○內藏權頭　上三千圓中二千八百圓下二千六百圓○主殿權頭　上二千六百圓中二千四百圓下二千二百圓○圖書權頭　上二千六百圓中二千四百圓下二千二百圓○內匠權頭　上二千六百圓中二千四百圓下二千二百圓○主馬權頭　上二千六百圓中二千四百圓下二千二百圓○御料局主事　上三千圓中二千八百圓下二千六百圓○侍醫　上三千圓中二千八百圓下二千六百圓○調度局長　上三千圓中二千八百圓下二千六百圓○華族局主事　上二千百圓下二千二百圓

奏任二等

書記官　上二千四百圓中二千二百圓下二千圓○秘書官　上二千四百圓中二千二百圓下二千圓○侍從　上二千圓中千八百圓下千六百圓○掌典　千二百圓○內藏助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○圖書權助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○內匠助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○主馬助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○主殿助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○內藏助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○內匠助　上二千圓中千八百圓下千六百圓○御料局主事　上二千圓中千八百圓下千六百圓○侍醫　上二千四百圓中二千二百圓下二千圓○華族局主事　上二千六百圓中千六百圓下千四百圓

奏任三等

書記官　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○秘書官　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○侍從　上千四百圓中千二百圓下千百圓○式部官　千二百圓○掌典　九百圓○內藏助　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○圖書權助　上千四百圓中千二百圓下千百圓○內匠權助　上千四百圓中二百圓下千百圓○匠師　俸給ハ別ニ之ヲ定ム○主馬權助　上千四百圓中千二百圓下千百圓○諸陵助　上千四百圓中千二百圓下千百圓○御料局主事補　上千四百圓中千二百圓下千百圓○侍醫　上千八百圓中千六百圓下千四百圓○華族局主事補　上千二百圓中千百圓下千四百圓

奏任四等

書記官　上千二百圓中千百圓下千圓○秘書官　上千二百圓中千百圓下千圓○侍從　上千圓中九百圓下八百圓○式部官　九百圓○掌典　六百圓○匠師　俸給ハ別ニ之ヲ定ム○諸陵權助　上九百圓中八百圓下七百圓○御料局主事補　上千圓中九百圓下八百圓○侍醫　上千二百圓中千百圓下千圓○華族局主事補　上九百圓中八百圓下七百圓○家令　九百圓

奏任五等

侍從試補　上八百圓中七百圓下六百圓○式部官　六百圓○掌典　五百四十圓○雅樂師長　四百二十圓○匠師　俸給ハ別ニ之ヲ定ム○家令　八百圓

奏任六等

侍從試補　五百五十圓○內豎上四百圓中三百圓下二百五十圓○式部官　五百四十圓○掌典　四百八十圓○雅樂師副長　三百六十圓○匠師　俸給ハ別ニ之ヲ定ム○家令　七百圓

○敍任　明治十九年三月十八日

任工科大學助教授　正八位　中村　貞吉

○神戸大津間汽車牧入　去月中神戸大津間汽車運輸賃金收入ハ合計金三萬九千五百九十圓四十錢五厘內旅客其他賃金三萬七百圓六十四錢五厘貨物賃金八千八百八十九圓七十六錢ナリ（鐵道局報告）

（以上三件本年三月十九日官報）

雜報

○內務大臣巡回の景況　三月七日冲繩縣那覇通信員報

郵報

本月一日御召丸入港內務大臣は來る四日頃當地へ來着すべしとの報を傳たるにより縣廳にては、夫々用意をなし居りし處去る三日午後二時大臣の乘船なる長門丸は汽船筑紫川丸と共ふ港然入港ふ西村縣令も同船にて歸廳せしに付除ての用意も輪廓ふく非常に混雜を極め殊に前夜より微雨なりしと以て別ふて不都合も少なから

ざりしがふてあれども慮し切りたる清潔ふ何れも鉦大鼓を打ち官、縣官役員、和尚等の教師は男女ふ一行を見物せんとの一行は慈恵會と此日い本島所見地方ふ三月四日微雨此處ふ珊、泊村、久米村ふ爭の眞似なる彩衣と烟花の紅揚あんの物の男女皆狹ふ巡査等は巡査等ふて大臣は一行の一行を見物せんとそる者の幾何人を生ずたらば如何、或は岩代上州邊の生糸荷主ゲ內地ふ商品と時價して外國人の買と促すとあらば如何、本色と現はして最早日本法律商は不完全ありあるの閑話と爲すに過あらず爭ふて自から其治外法權と撤去するとならん左を以て條約改正の未だ其緒に就かざるい日本內地の商利甚ざ薄くして未だ大に外國人の慾情を動かそ能はざるが故にして商利苟も大あらざる彼れ輩と我國人の慾情と動かすに至るまでい條約改正を見合はして可なりと申す義には非ざるも唯內地の商賈殖產の振ふと否とい我國外交の經重に關すると右れ如くなりとの道理と示して人間世界の實情ふ迂闊なる人々に忠告し我國の商賈殖產家として公私の利益の爲め外國人の慾情と動じて雜及ばざらんとを恐る、治外法權の撤去なんぞ言ふに足らんや斯く云へばとて我輩は我國の商利の如き無法治罪法の頒布あり引續く法律の改正ふ從事し條約改正の成らざるは唯日本の法律の不完全なるが爲めのみと信ずる者もあらんかなれども我輩の所見にては治外法權未だ撤去せざるは日本內地の商利大ふ外國人の慾情を動かす能はざるが故にして法律不完全云々の如きは唯其撤去と拒むの口實たるふ過ぎざると思ふるゝなり試に看よ歐米諸國人れ商利に趨くや亞弗利加熱林の虎穴、熱帶地方野蠻人の群集する所、如何なる危險をも憚らず不毛無人の境と通過して萬里遠征するに非ずや今、日本の法律を執てみれど歐米諸國の者に比すれば稍異なる所あらんと雖ども其大体に就て云へば皆無法米律より換骨脫胎したるものに去く假令へ出藍の評と博する能いざるも一個文明國の法律として通用するふ難からざるものなれど此法律の下に入るは固より虎穴瘴烟に入るの危險に比すべきふ非ず但話に强て矯柔を裝ふ人ほり常には青大將とも踏殺しながら朋友と連れ立ち散歩の折柄途に落ちたる一錢の文久錢を見て其形蛇に類したる所ありと驚れて走りたりと云ふと恐り歐米諸國人が一方は虎穴にも入り瘴毒とも冒しながら日本の法律の恐るべうと見て之れふ近ひざる其趣は一錢の文久錢と見て走るの類にして實い强て文明人の矯柔を裝ふものみれども諸外國人が斯くも矯柔と裝ふて治外法權と持續するは日本內地の商利少なく其中に雜居するの利益は治外法權の便利を犧牲ふまで取る程れ價あるふと信ぜゞ故なり是御今日の處にて諸外國人が治外法權と守り離れを各居留地ふ負ふて甚んで內地ふ雜居するの決意なき所以なれども今假りに日本の內地ふて金玩を發見し富鑛探ふして測る可ふず因ては諸外國人の留に任せざと掘掘せしむ可しなど云へる珍事ありたらんふは諸外